

○届出に必要な図書（居住誘導区域外の場合）

以下の区分により、所定の届出書様式に添付図書を添えて、提出してください。

**【開発行為の場合】**

◆届出書 = 様式第4号

◆添付図書

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

**【建築行為等の場合】**

◆届出書 = 様式第5号

◆添付図書

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

**【上記2つの届出内容を変更する場合】**

◆届出書 = 様式第6号

◆添付図書 上記のそれぞれの場合と同様

○ 届出を要しない軽易な行為

都市再生特別措置法施行令第 25 条の規定により、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為、住宅等の新築又は建築物を改築若しくはその用途を変更して住宅等とする行為については、同法第 88 条第 1 項に規定する届出を要しない場合があります。